

- 1 開催日時：平成24年4月16日（月） 18：10～18：54
- 2 場所：内閣総理大臣官邸4階大会議室
- 3 出席者：
 - 内閣総理大臣 野田 佳彦（冒頭挨拶）
 - 副総理・内閣府特命担当大臣（行政刷新）
 - ・社会保障・税一体改革担当大臣 岡田 克也
 - 内閣官房長官 藤村 修（議長）
 - 総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）
 - 財務副大臣 五十嵐 文彦
 - 国家戦略担当大臣 古川 元久
 - 厚生労働大臣 小宮山 洋子
 - 環境副大臣 横光 克彦
 - 全国知事会会長 山田 啓二（副議長）
 - 全国都道府県議会議長会会長 山本 教和
 - 全国市長会会長 森 民夫
 - 全国市議会議長会会長 関谷 博
 - 全国町村会会長 藤原 忠彦
 - 全国町村議会議長会会長 高橋 正
 - 内閣官房副長官 齋藤 勁（陪席）
 - 内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）
 - 内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）
 - 内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）
 - 総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）
- 4 協議事項：
 - 社会保障・税一体改革について
 - 災害廃棄物の広域処理について
 - 地方自治法の改正について

○挨拶等

（福田総務大臣政務官） 議長の御指示により議事進行を務めます、総務大臣政務官の福田です。どうぞよろしく願います。

それでは、ただ今から「国と地方の協議の場」を開催します。

本日は、お忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

本日の協議事項は、「社会保障・税一体改革について」、「災害廃棄物の広域処理について」及び「地方自治法の改正について」です。「社会保障・税一体改革」に関して小宮山厚生労働大臣に、「災害廃棄物の広域処理」に関して横光環境副大臣に、それぞれ臨時の議員として御出席いただいております。本日は野田内閣総理大臣に御出席いただいておりますので、始めに野田内閣総理大臣から御挨拶をいただきます。

(野田内閣総理大臣) この「国と地方の協議の場」は、法制化されて約1年経過しようとしております。政府としては、引き続き、地方自治に影響を及ぼす国の政策については、この「国と地方の協議の場」を活用していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今日は、まず1つ目の協議事項「社会保障・税一体改革について」は、先月30日に閣議決定をしまして、法案を提出いたしました。この法案について、政府から地方の皆様にご説明をさせていただきまして、改革の実現に向けて御理解と御協力を賜りたいと考えております。

2つ目は「災害廃棄物の広域処理について」であります。私と細野環境大臣の名前で、先月、自治体に対して要請文書も出させていただきました。既に、一部の自治体からは前向きな御回答をいただいておりますが、本日改めまして、被災地の復旧・復興のため、地方の皆様にご、広域処理が更に進むよう、御協力をお願いしたいと思います。

また、3つ目の「地方自治法の改正について」は、国会での法案審議に先立ちまして、皆様から現場の実情を踏まえた御意見をお伺いしたいと思います。

以上3点について、限られた時間ではありますが、是非、率直な意見交換をお願いする次第であります。よろしく願いいたします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございました。

続きまして、山田全国知事会会長から御挨拶をいただきます。

(山田全国知事会会長) 本日は大変国会審議でお忙しい中、こうして「国と地方の協議の場」に野田内閣総理大臣に出席いただきまして、改めてお礼を申し上げます。

「国と地方の協議の場」が創設されてから1年弱になりますが、こうして出席していただけることが、野田内閣総理大臣が地方に対して大変熱い思いを持っていただいているということの証明でありまして、私どもとしましては、その中において何とか国と地方が協力をしてこの困難な時代を乗り切るべく、「国と地方の協議の場」を最大限に活用させていただきたいと思っております。

今、お話がありました社会保障・税一体改革も昨年の6月以来、この場で話を続けさせていただきました。かなり忌憚たんのない意見の中でいろいろとお耳障りなこともあったと思いますが、こうした中で出来上がった今度の案について、これが実現できるように、社会保障・税一体改革というものの必要性をしっかりと地方の側からも訴えていきたいと考えております。

がれき処理につきましては、東日本大震災を受けて、これは正に野田内閣総理大臣が先頭に立たれて今その解決に当たられているところでありまして、我々もそうした野田内閣総理大臣の思いをしっかりと受け止めて取り組んでいきたいと思っております。しかし、我々も1,800のそれぞれの地方公共団体が置かれている実情もいろいろありますので、そうした点について、またいろいろな面で御配慮いただければありがたいと思っております。

地方自治法の改正については、我々としてある面では一番重要な案件でありまして、これからの地方の政治というものをより住民の皆様にかかれたものにしていく。そして、その中で本当に皆様の意思がしっかりと反映したものになるように我々も精一杯努力をしていきますので、これからまだまだ大都市制度の問題を始め、様々な課題がありますが、どうかこの「国と地方の協議の場」という一番私たちにとっては重要な場を活用いただきまして、その中で国と地方がこれからもお互いに支え合いながら問題の解決に当たれるようにまたお力をいただけたらありがたいと思っております。

改めまして、地域主権改革を始め、野田内閣総理大臣のリーダーシップに対しまして心からお礼を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

(報道関係者退室)

(福田総務大臣政務官) それでは、時間も限られておりますので、議事に入りたいと思っております。野田総理は、次の公務の関係で、ここで退席されます。

(野田内閣総理大臣) せっかく山田会長から出席を褒められた後に後ろ髪が引かれる思いではありますが、すみません。

(山田全国知事会会長) 来ていただけることで我々も感謝しておりますので。

(野田内閣総理大臣退室)

(福田総務大臣政務官) それでは、協議事項に進みます。

まず「社会保障・税一体改革について」、川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)から説明をお願いいたします。

○協議事項（社会保障・税一体改革）について

（川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）） 社会保障・税一体改革については、今、野田内閣総理大臣のお話にもありましたが、去る3月30日に、資料1-1のとおり、地方税に係る税制抜本改革法案が閣議決定され、国会に提出されたところであります。

今回の社会保障・税一体改革は、成案や大綱に示された社会保障の充実及び安定化のための安定財源の確保と財政健全化の同時達成を図るものであり、今般の消費税率の引上げの趣旨は、主として社会保障4経費の財源確保にあります。このため、引上げ分の地方消費税の用途の明確化を図ることとし、地方団体への意見照会を経て引上げ分の地方消費税について、社会保障財源化することに御理解いただきましたので、1の（2）のとおり、法律で消費税法第1条第2項に規定する経費、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとするを規定させていただきました。

したがって、この引上げ分の地方消費税の用途については、それぞれの地方団体においても確認し、住民に対してよく説明していただきますようお願いいたします。

また大綱では、現行の地方消費税を除く消費税の全額を官の肥大化には使わず国民に還元することとしています。これを受けて、国では国分の消費税を事務費や事務職員の人件費等に充当しないことを予定しておりますので、各地方団体においても、引上げ分の地方消費税について、この趣旨を十分踏まえた対応をお願いいたします。

なお、国においては、引上げ分の地方消費税 1.2%分と交付税法定率 1.52%分の総額を社会保障施策に要する経費及び社会保障4経費にのっとった範囲の社会保障給付の総額と比較して、社会保障財源となっていることを明確にすることを予定しております。

今回の改革は、年金を除く社会保障制度のほとんどを担う地方の社会保障給付に対する安定的な財源の確保につながるものです。政府としては、資料1-6のとおり、全国各地で開催している「『明日の安心』対話集会」において、野田内閣総理大臣や関係大臣が国民と直接向き合って、一体改革の意義や必要性についての理解が深まるよう取り組んでいます。各地方団体においても、今回の改革の必要性等について、住民の皆様理解いただけるよう周知を図るなど、改革の実現に向けて一層積極的に御尽力いただきますようお願いいたします。

なお、今回の改革に関連して、低所得者逆進性対策や円滑な転嫁のための対策などについて、政府・与党において検討中であり、地方団体との関わりが出てくるような場合には、皆様方とよく相談させていただきたいと

思っております。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

なお、社会保障・税一体改革に関連して、資料2として厚生労働省より社会保障改革関連法案の概要資料を提出しておりますので、御参照ください。

(福田総務大臣政務官) それでは、意見交換を行います。御意見等はありませんか。

では、山田会長、どうぞ。

(山田全国知事会会長) 今おっしゃった点については、我々もしっかりと対応していきたいと思っております。先日の対話集会には京都にも小宮山大臣に来ていただき、ありがとうございます。この趣旨を徹底するとともに、特にお話があったように、1つには官の肥大化、事務職員の給与等に使わないということです。これは我々にとっても大きな約束事だと思っておりますので、もう一度、その趣旨を徹底していくことにしたいと思っておりますし、総額の使途の問題、私どもの方もこの辺りは明らかにしていかなければなかなか対応ができないのではないかと思っておりますので、国と歩調を合わせていきたいと思っております。この間、経済状況の配慮や低所得者対策等、私どもがこの場で申し上げたことにつきましても配慮いただいておりますので、心からお礼を申し上げます。

それと1点、地域主権改革の断行ということも申し上げておりますので、その点につきましてもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

これからも生活保護の問題や、国民健康保険の問題など、大変多くの課題を抱えておりますので、この「国と地方の協議の場」の分科会も含めて活用することによって、社会保障と税について国と地方の両方の共同作業の中で未来へ向かっての歩みを進めるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

ほかにありますか。

では、岡田副総理・内閣府特命担当大臣（行政刷新）・社会保障・税一体改革担当大臣、どうぞ。

(岡田副総理・内閣府特命担当大臣（行政刷新）・社会保障・税一体改革担当大臣) 私からも、是非これは非常に困難な課題でありますし、政府としても懸命に努力はしておりますが、まだまだ国民の理解という観点からは十分とは言えません。これから国会審議が始まれば理解は深まっていくと期待しておりますが、先ほど山田会長の方からも必要性を地方の側からも訴えていきたいというお話もありました。是非住民に最も身近なところに

ある各地方六団体の方で住民の皆様に、この改革は社会保障のために必要であるということをお説明いただければ大変ありがたいと思っております。
(福田総務大臣政務官)　ありがとうございました。

ほかにありますか。

森全国市長会会長もよろしいですか。どうぞ。

(森全国市長会会長)　山田会長が申し上げたとおりだと思いますし、やはりこの改革でもってどういう夢と言いますか、どういう生活の向上があるかという辺りの具体的なイメージを持つことが大切であると思いますし、私どもとしても、将来の福祉のビジョン等をきっちり掲げながら対応していく必要があると思います。せっかく今回、地方単独事業に日が当てられました。これはある意味では大変大きいことだと私は思っております、国の政策と地方の政策はもう少し有機的に結び付くようなことができないかと従来から思っています。

保育料にしても、これは地域によってまちまちですが、地方で引き下げていることが普通でありますし、例えば児童館や児童クラブというのはほとんど国が関与していません。そういう部分がたくさんあり、それをうまく結び付けていきますと、お互いに節約できるというか得をする部分があるように思っています。せっかく今回そういうことになりましたので、数字を取り合ったという形ではなくて、有機的に結び付くようにすれば、それは本当に日本のためになると思いますのでお願いしたいと思っております。

(福田総務大臣政務官)　ありがとうございました。

では、山本全国都道府県議会議長会会長、よろしく申し上げます。

(山本全国都道府県議会議長会会長)　小宮山大臣は、三重に3月31日にお越しいただきました。会場にお見えの方々は、よく理解されたでしょうが、他の大多数の県民の人たちは、小宮山大臣がお見えになったということすら知りません。後から、新聞を見て、知ったということでもあります。それを、周知徹底するのが、我々地方議会並びに行政の責任かもしれませんが、1回行ったからということではなくて、担当の方もそれぞれ47都道府県に派遣していただいて、より社会保障の中身について説明していただくようお願いしたいと思っております。

(福田総務大臣政務官)　ありがとうございました。

では、藤原全国町村会会長、どうぞ。

(藤原全国町村会会長)　今後、確実に増えていく社会保障の財源確保は、地方にとっても非常に重要なものでありまして、今国会で真摯な議論を尽くし、しっかりと結論を出していただきたいということをお願ひします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

では、関谷全国市議会議長会会長、よろしくお願いいたします。

(関谷全国市議会議長会会長) 社会保障の多くは、国と地方が一体となって考えるものが多々あります。私どもはこの社会保障・税一体改革は十分踏まえておりますので、私どものそれぞれの立場で今後も努力してまいりたいと思っております。

そういう意味では、先ほども少しお話がありましたが、国の方もいろいろな部分、またそういう機会を通じて再度説明を十分していただける場所を持っていただきたいと思いますと思っているところであります。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

では、高橋全国町村議会議長会会長、どうぞ。

(高橋全国町村議会議長会会長) これまでも我々は偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を要望しており、国と地方が協力して一体改革を実現することが大事であると考えています。そのためには、政府・与党、心を一つにしてやっていただければいいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、続いて「災害廃棄物の広域処理について」、横光副大臣から説明をお願いいたします。

○協議事項（災害廃棄物の広域処理）について

(横光環境副大臣) 環境副大臣の横光です。本日は貴重なお時間をいただき、環境省を代表いたしましてお礼を申し上げます。この貴重な場をお借りして、災害廃棄物の広域処理について、更なる御協力をお願いさせていただきたいと思っております。

東日本大震災によって 2,250 万トンという膨大な災害廃棄物が発生してしまいました。これは岩手県では通常の一般廃棄物排出量の約 11 年分、宮城県では約 19 年分、また、市町村によっては 50 年、100 年分と発生した地域もあるわけでありまして。復興の大前提として、発災から 3 年後の平成 26 年 3 月末までに処理を終えることを政府としては目標としております。1 年が経過いたしました。残り 2 年であります。

現在、今後の家屋の解体等に伴うものを除きまして、仮置き場までの移動はおおむね完了いたしております。また、被災地では、既存の焼却施設での処理、民間事業者による処理に加えて、岩手県と宮城県で合わせて現時点で 27 基の仮設焼却炉の設置が進んでおりまして、既に 5 基が稼働中、残りもこの 4 月、5 月及び 6 月に稼働する予定であります。

このように被災地域の地域内の処理に最大限努力はしていますが、それでもなお被災地の処理能力は不足しており、広域処理を進めることは不可欠であります。山形県、東京都及び青森県では実際に災害廃棄物を受け入れていただいております。加えて秋田県、静岡県においても試験焼却を行うなど、受入れに向けた検討が進みつつありますが、更に広域処理を加速することが必要となっております。

そこで、先月の3月16日に、先ほど野田内閣総理大臣からもお話があったように、野田内閣総理大臣及び細野大臣から被災地の県・政令市、そして既に受入れを表明している自治体を除いた35道府県10政令指定都市に対し、広域処理の協力要請を行い、全ての自治体から御回答いただきました。真摯に御検討いただいたことについて、本当に感謝を申し上げます。

現在、回答内容を精査中でありまして、明日開催されます「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において、その概要を報告し、公表する予定であります。多くの自治体から受入れに前向きな意向を示していただいております。中には具体的な受入れ検討量までお示しいただいたところもあります。広域処理を必要としている被災地の支援となるように、早速、地方環境事務所を通じ、個別に御相談、調整させていただきながら、早期に具体的な要請を行ってまいりたいと考えております。

その一方、広域処理の安全性に対し、つまり、放射性物質による汚染について不安を感じておられる自治体もありますことから、これに対する理解が深まるよう、引き続き丁寧に説明してまいりたいと思っております。実際には、広域処理の対象とする災害廃棄物は放射性濃度が不検出あるいは検出されたとしても極めて低く、受入れ側において安全に処理することが可能なものに限っております。通常の方法で安全に処理できることが確認されているものであることを是非皆様方には御理解をいただきたいと思っております。

環境省では、安全確保の考え方や確認方法について、ガイドラインを8月に取りまとめ、以降、先行事例における測定データの積極的な公表等、順次、情報を充実させております。また、受入れ側自治体における住民説明会等にも、政務三役を始め職員や専門家の派遣を行ってまいりました。これは今後も実施してまいりたいと思っております。また、パンフレットやホームページ、映像資料の作成など多様な手法による広報を展開しております。徐々に理解が広がりつつあると感じております。

さらに財政支援についてであります。受入れ側の自治体に対しましても、放射能測定の実施の支援を拡充することや、受入れに伴い、将来必要となる最終処分場の建設に必要な費用を支援するなどの財政支援を講じてい

くことといたしております。

今後とも広域処理のマッチング、市町村及び住民への説明を始めとして、環境省本省と地方環境事務所が緊密に連携をし、環境省を挙げて受入れに向けた環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。御出席の地方六団体を代表する皆様方には、広域処理の推進に対する御理解と御協力を改めて強くお願い申し上げます。以上であります。よろしく願いいたします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、意見交換を行います。御意見等がありますか。

では、山田会長からお願いします。

(山田全国知事会会長) この件については野田内閣総理大臣からも要請をいただきまして、都道府県でも広域処理の機運は高まってきております。しかし、実は東京都のように基礎的地方公共団体も兼ねているようなところは別として、ほとんどのところは市町村の方が焼却場を持っており、都道府県はどちらかという支える立場でありますので、そうした点から我々も積極的に動いていこうと思っております。私も細野大臣と一緒に京都駅に立ってビラ配りをしようと思っております。結果的にはできなくて大混乱のまま終わったこともありましたが、他の幾つかの市町村にも説明に行っただけでしたが、かなりいろいろな面で温度差があるのと、その中において特に若いお母さんを中心に不安があるのも事実であります。実は先日も政府に対しまして6人の知事から申入れがあったと思っておりますが、内容的には皆受け入れる、協力しなければならないという気はありますが、一番言えるのは、情緒的になっているのではないかということで、受け入れないと非常に人間的に問題があると言われるし、逆に受け入れると片一方で安全性の問題と言われる。そうした中で、できるだけ客観的に物事を進めていきたいという思いを表明しているところが多いです。

そしてその中で、例えば被災地における処理の必要性や安全性について、是非とも今まで以上に丁寧な説明をお願いしたいと思っております。最近、状況を見ますと、非常に中身が細かくなっており、一つ一つの問題が専門的になってきており、なかなか私どもでも対応が難しいです。それを国に返しても、国も少し待ってくれというのは大変多く、その点については是非とも一体となって取り組んでまいりたいと思っておりますし、先ほど申しましたように、それぞれの置かれている都道府県・市町村の状況がかなり異なっておりますので、その点についての配慮もお願いしたいと思っております。

例えば関西では、阪神大震災時のがれきの半分以上はフェニックスの海面処理で受け入れております。ところが、海面処理の場合には個別基準に

なっておりますから、個別の判断が早く出ないと、最終処理場について不安を抱えたまま私どもが進むことになってきております。それぞれ地域の状況がありますので、そうした点に御配慮いただければありがたいと思います。我々もこの前も細野大臣にお会いした後に、全都道府県知事宛に協力要請の文書を出させていただきましたが、更に一緒になって進めていけるように努力をしてまいりたいと思っております。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

では、藤原会長、どうぞ。

(藤原全国町村会会長) 私も何回か被災地に入りました。先週も岩手県の被災地、山田町と大槌町を訪れまして、大槌町長とはじかにお会いしましてお話をしてきました。現地で話を伺う中で、仮置き場に積み上げられたがれきの処理が大きな課題になっていることを、改めて認識してきたところであります。

全国町村会においても、がれきの広域処理に関し、来週、役員会で協議することになっておりますので、御都合が付けば環境省からも大臣等にお越しをいただき、安全確保の考え方や手法、風評被害への対応など、受入れ側の自治体の懸念や意見をお聞き取りいただき、国の方針等もお示ししていただければ、理解がより深まるものではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

横光副大臣、どうぞ。

(横光環境副大臣) 本当によく分かりました。その来週の会は何とか調整して環境省の方からも政務三役が出席させていただきたいと思っております。また、今お話があった山田町、大槌町、ここは実は静岡県の島田市が、いろいろあったのですが、試験焼却などをやって地域住民の理解をやっと得て、山田町と大槌町の災害廃棄物を受け入れるということになっておりますので、徐々にそちらの方も減っていくのではないかとと思っております。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 私のところは、新潟市を始め県内5市で正式に受入れの表明をして、最初はやはり住民説得の必要があるので100ベクレル以下ということで進めております。それはまた細野大臣にもいろいろ御心配いただいております。直接御指導も受けております。しかし、反対するようなメールなどは随分届きますが、ある意味では反対のための反対というような比較的疑問があるものもあります。100ベクレル以下でも駄目である、セシウム以外の放射能を調べる必要がある、100ベクレル以下でもまとまっ

てくると濃度が高くなるのではないかというようなネット上飛び交っているようなものもある。そういうものに毅然と反論していただきたいと思います。やろうとしている自治体を責めるような動きがあるわけですから、それを一身に国が受けていただきたいと思います。よく見ていますと、大臣もテレビで非常に落ち着いて話をされていますが、反論が容易な批判があるように思います。そういうものに対して今一つ毅然とした反論が政府からなされていないのではないかと。100 ベクレル以下も問題であると言ったら、それは反論できるのではないのでしょうか。そんな気がしています。それが一つ。

もう一つは、そうは言っても、結局焼却場等で市民と向き合うのは市町村長です。ですから、先日、細野大臣に全国市長会の理事会に来ていただいて直接お話をさせていただきました。これは言わなくてもいいかとは思いますが、私も霞が関にいた人間なのでそういう慣習があるのは分かっていますが、今回の件でもどうして文章が都道府県知事と政令市にしか行かないのかという意見があります。これは慣習です。通常の記事というのは全部に出すわけにはいきませんから、それは分かります。

(福田総務大臣政務官) 横光副大臣の方からどうぞ。

(横光環境副大臣) 新潟県では、本当に長岡市や新潟市が前向きな対応をさせていただいております。ありがとうございます。

今、やはり反対のための反対という声のお話もありましたが、確かに心配されている方々はいらっしゃるわけです。しかし、いろいろな世論調査を見ると、ほとんど 70~80% ぐらいの皆様方がここは皆で手を差し伸べようではないかというお考えを持っているということでありまして、先週、奈良県の方で知事が全市町村の長を集めていただいた会合で私も出席してお願いしましたが、その時、ある市長から、国の方はそれだけ多くの国民が理解しているのだから、国が安全宣言を出せと、全て安全なのだということぐらいのことを言えなどという声もありましたが、そのところはまたいろいろありまして、それぐらい安全ということは一番心配されているということは事実でありますので、しっかりと説明を丁寧にしていきながら理解をいただきたいと思っております。

(福田総務大臣政務官) どうぞ。

(森全国市長会会長) 絆という言葉がムードに終わるのではなくて実質を伴ったものにならなければ、日本の将来はないと思います。そういうことと言えば、安全宣言が適切かどうかは分かりませんが、毅然とした態度でそういう論破できることに対してはきちんと論破すべきだと思います。

(横光環境副大臣) いろいろな説明会では説明しているのですが。

(森全国市長会会長) しかし、今、本当に政府が法令で 8,000 ベクレルを
決めているわけでしょう。それを信用しないというのは由々しき事態では
ないでしょうか。そちらの方が問題であると思います。

(福田総務大臣政務官) そろそろよろしいでしょうか。すみません。

(森全国市長会会長) マスコミに対しても同じであると思います。強い態
度で一つお願いしたいと思います。

(福田総務大臣政務官) 是非それは環境省でよろしくお願いいたします。

○協議事項（地方自治法の改正）について

(福田総務大臣政務官) それでは、続きまして「地方自治法の改正につい
て」、私から説明させていただきます。

去る 3 月 9 日に閣議決定をし、同日に国会提出された地方自治法の一部
を改正する法律案は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使
を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び
会期、議会と長の関係、直接請求制度などについて必要な改正を行うもの
であり、第 30 次地方制度調査会において取りまとめられた「地方自治法改
正案に関する意見」に基づくものであります。その概要はお手元の資料 4
のとおりであります。

(福田総務大臣政務官) それでは、時間も余りありませんが、意見交換を
行いたいと思います。御意見等がありますか。

では、山田会長、お願いいたします。

(山田全国知事会会長) この地方自治法の改正案につきましては、地制調
での議論を経て、また地方の意見を踏まえていただきまして、いろいろな
面で御配慮をいただきました。まずこのことについてお礼を申し上げます。

時間は後先になっているかもしれませんが、審議の前にこうして「国と
地方の協議の場」を開いていただいたということを大変嬉しく思っており
ますし、「国と地方の協議の場」、私は硬直的な問題ではなくて、それまで
の話し合いも含めて最終的にこういうところできちんと俎上^そに載せたとい
うことが、国と地方の信頼関係を高める上で非常に重要なことではないか
とあっておりまして、その点からも今回、この案件を「国と地方の協議の
場」に載せていただいたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

これからも地方自治法の改正、まだまだ実は緒に就いたばかりではない
かと我々も思っておりまして、今後、更に改正しなければならない論点
があると思っております。一部の報道の中では全国知事会が後ろ向きでは
ないかなどという話もありましたが、私どもはそうした点は逆になく、実は
住民参加、住民投票の件についても、知事会としてはまずどちらかという

と自分たち、つまり首長や議員の身分に関わることであって、それだけにどうしてもバイアスがかかっているという思いを持たれがちで、例えば合併や廃置分合、こうした問題について住民投票にかけるべきではないかと我々は主張してまいりました。

この点については、国の方の最初の案と少々ずれ違いがある中で十分な議論が行われないうまま今回は掲載されなかったということでもありますから、改正の中には載っておりませんが、そうした問題も是非ともこうした場、分科会等も通じて議論を深めていただきまして、我々も積極的にこの問題に取り組んでいきたいので、よろしくお願いを申し上げます。

まずは本当に「国と地方の協議の場」の協議対象の中でも一番重要な項目であります地方公共団体の運営を律する地方自治法に関して、「国と地方の協議の場」を開いていただいたことに対して、心からお礼を申し上げます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

そのほかの方、ありますか。

山本会長、どうぞ。

(山本全国都道府県議会議長会会長) 地方自治法の改正案については、関係の国会議員の先生方にも要請しておりますし、速やかに今国会で成立させていただきますように、本会からもよろしくお願いをしたいと思います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

では、関谷会長、どうぞ。

(関谷全国市議会議長会会長) この2年間にわたって、当面早急に改正すべきものを取りまとめてきたような内容でありますので、是非今国会で早期実現に万全を期していただきたいと再度お願いを申し上げたいと思います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

では、高橋会長、どうぞ。

(高橋全国町村議会議長会会長) 我々も法案の成立を期待しておりますのでよろしくお願いたします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

では、川端大臣、よろしくお願いたします。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 長年にわたって本当に真摯に御議論いただき、そういうプロセスを含めて評価していただいたことは大変ありがたく思っています。加えて先般も各党も含めて御要請に行っていたいただいたという、我々をお支えいただく部分では大変心強い限りでありまして、趣旨を踏まえてしっかりと対応していきたいと思いま

す。

山田会長がおっしゃった住民投票制度も非常に意義があるということのベースではありますが、引き続き、議会も首長も決めた話について住民投票をやるというのはそもそも何なのかという議論や、合併の問題や根幹に関わるような問題に関して、あるいは議会と首長の意見が非常に対立したような問題に関して機能を有するのではないかと、拘束力が及ぶ期間をどうするのかということ、大事ではありますが、拙速になってはいけないということであると思います。引き続きの議論ということで受け止めておきますので、そういう共通の認識をしていただければありがたいと思います。いずれにしても、強い応援をいただいている部分では責任が重いので、しっかりと対応してまいりたいと思っています。ありがとうございます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、これで本日の協議事項についての議論は終了いたしました。

最後に藤村議長からお願いいたします。

(藤村内閣官房長官) どうも本当にありがとうございます。

まず本日の議論では、「国と地方の協議の場」で社会保障・税一体改革に関して、これは昨年暮れからも様々御議論いただいて、やっと政府としては法律を出したというところであります。川端大臣から説明をいただきましたが、今日の協議を通じて、法案の内容について地方側の皆様にも更なる御理解をいただき、それを更にまたそれぞれの住民の皆様にも理解していただくように政府も全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。今後、法案の成立に向けてなかなか大きな課題、難しい課題とは思いつつも、地方側の皆様の御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思います。

2番目のがれきの問題ですが、横光副大臣からも説明させていただきました関係閣僚会合を明日開いて中間的な状況も把握するところであります。今後とも広域処理の推進については、地方側の皆様に一層の御理解、御協力をお願いしたいところであります。

3つ目の件、地方自治法の改正については、時間を掛けて本当に国・地方できちんと協議をしながら、正に山田会長もおっしゃるように、非常にすり合わせをした中での法案提出ということになりました。早くに成立させろという力強い後押しもいただいておりますので、それについて関連の意見は今川端大臣も申しておりましたが、今後の課題もあります。まずはこれを通したいということで、政府としても全力を挙げていきたいと存じます。

今日の「国と地方の協議の場」は、実は3月に本来4回目ということで開催させていただく予定ではありましたが、それが少しずれてまいりましたが、

大変実りある協議ができたと思います。引き続き「国と地方の協議の場」がより充実したものになるように皆様方の御協力をお願い申し上げまして、最後の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(福田総務大臣政務官)　ありがとうございました。

これをもちまして、本日の「国と地方の協議の場」を終了いたします。

なお、本日の協議内容については、私よりマスコミへブリーフィングを行いたいと思います。また後日、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会へ提出するとともに、これを公表いたします。議事録についても後日公表いたします。大変ありがとうございました。

(以上)